

京都市告示第436号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

平成26年12月5日

京都市長 門川 大作

第10条第1項第4号に次のただし書を加える。

ただし、構造上やむを得ないと認められるときは、歩道の有効幅員を3.5メートル以上(自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあつては4メートル以上)確保できる位置に設けることができる。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)